

桶川市告示第 1 2 5 号

桶川市事業者・生産者等支援金支給要綱を次のように定める。

令和 5 年 6 月 3 0 日

桶川市長 小 野 克 典

桶川市事業者・生産者等支援金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格又は物価の高騰等による電気、ガス等光熱水費の上昇等の経済的影響を受けた事業者及び農業を営む生産者に対し、事業全般に広く使える事業者・生産者等支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 支援金の支給の対象となる者（次条及び第 4 条において「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和 4 年 1 2 月 3 1 日以前から申請日時点に至るまで、市内に本拠地がある事業者であって、令和 4 年以後の事業に係る収入が主たる収入としてあり、支援金の受給後も市内において事業を継続する意思がある者

(2) 令和 4 年 1 2 月 3 1 日以前から申請日時点に至るまで、農業を営み、市内に住所地がある生産者であって、令和 4 年以後の農業に係る収入があり、支援金の受給後も市内において農業を継続する意思がある者

(不支給対象者)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなない。

(1) 宗教上の組織又は団体

(2) 政治団体

(3) 桶川市暴力団排除条例（平成 2 4 年桶川市条例第 2 1 号）第 2 条第

1号に規定する暴力団

(4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支給対象者につき、法人にあつては10万円、個人にあつては5万円とする。

(申請期間)

第5条 支援金の支給に係る申請の受付期間は、令和5年7月24日から同年9月29日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(支給の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、桶川市事業者・生産者等支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 市内に本拠地があること、及び令和4年以後の事業又は農業に係る収入があることが確認できる確定申告書類の写し

(2) 支援金の受取口座の通帳の写し

(3) 申請する者の本人確認書類の写し

2 前項の規定による申請をするに当たり、正当な理由により前項各号に掲げる書類等を提出できない場合は、市長が別に定める書類を提出するものとする。

3 第1項の規定による申請は、原則として郵送により市長に提出するものとする。

(支給及び不支給の決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により支援金の支給を決定したときは、

その結果を桶川市事業者・生産者等支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知し、支援金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により支援金の不支給を決定したときは、その結果を桶川市事業者・生産者等支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請した者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により支援金の支給を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支給の取消し及び返還）

第8条 市長は、前条第2項の規定により支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適正であると認めるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第7条第2項の規定により支援金の支給の決定を受けた者に対する当該支援金の支給の取扱いについては、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。